経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画

令和 4 年 10 月 14 日

目次

. 基本的な考え方	
1.経済産業省デジタル・ガバメントが目指す姿(ビジョン)	
2 . 現状と課題	3
(1)業務・サービスの基盤となるシステム整備の推進	3
(2)行政手続等のオンライン化の推進	4
(3)データ利活用	4
. データ駆動型行政への転換に向けて	
1 . サービス改革と業務改革の徹底(BPR)	5
2 . データ利活用環境整備	5
(1)データ基盤の整備	5
(2)データ利活用を見すえた行政サービスのデジタル化の推進	6
(3)内部業務におけるデータ利活用の推進	11
3.データ駆動型行政に向けたガバナンスの強化	
(1)価値を生み出すガバナンス	
(2)情報セキュリティ、個人情報保護、業務継続性の確保	12
(3)人材確保・育成	13
(4)デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底、実現プロセスの整備、推進体制の強	化13
デジタル改革を進めるための個別システムに係るロードマップ	

- 1. 工程表 (別紙1)
- 2 . 特許庁業務・システム最適化計画の具体的取組(別紙2)

基本的な考え方

1.経済産業省デジタル・ガバメントが目指す姿(ビジョン)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)においては、デジタル社会の形成に向けた個別の情報システムに係る業務改革等の方針や取組について、5カ年を基本とする中長期的な計画を策定することとされている。

経済産業省においては、平成30年6月に中長期計画初版を制定し、国民・事業者にとって便利な行政サービスの提供や、経済産業省職員自身の効率的・効果的な業務の実現を目指し、デジタル技術を活用した行政手続(フロントサービス)のオンライン化や、内部業務(バックオフィス)の改革への取組を進めてきた。その後、新型コロナウイルス感染症への対応により社会の行動様式は大きく変化し、今やデジタル技術の活用は行政においても行政サービスや業務の大前提となった。

また、近年の国際情勢の急激な変動、気候変動等の社会課題やデジタル技術の更なる進展への対応が一層求められている。経済産業省では、経済産業政策新機軸部会において、経済産業政策の新機軸の柱の一つとして、経済成長・国際競争力強化と多様な地域や個人の価値を最大化する包摂的成長の両者を実現するための「経済社会システムの基盤の組替え」を掲げ、本年6月13日に中間とりまとめを行ったところである。

今後、経済産業省自身が、大規模・長期・計画的支援など積極的に市場に関与していく政策へ転換することを志向し、自らのデジタル・トランスフォーメーション(DX)をより積極的に進め、従来の事業者の利便性向上や業務効率化の目的だけでなく、政策の質的向上を図るために官民データを活用し多様な意見を反映できる行政組織(データ駆動型行政組織)への転換を目指していく必要がある。システムの整備・管理を主目的とした従来型の思考から脱却し、データ利活用をはじめとしたデータ駆動型行政を実現し、行政自身の効率化のみならず、プッシュ型でより利便性の高い支援の提供や事業者の新たな事業創出にもつなげることで、民間の生産性向上、ひいては社会全体の生産性革命を強力に推進していくことが重要である。

本計画は、今後、従来のフロント・バックオフィスの改革にとどまらず、経済産業省がデータ駆動型行政組織への転換の実現を目指して進めていく取組の中長期的な方針等について示すものである。

2.現状と課題

(1)業務・サービスの基盤となるシステム整備の推進

これまで経済産業省では、以下のように、業務の基盤となるシステムや、民間事業者等への行政サービスの窓口となる主要なシステムの整備を進めてきた。2021 年 9 月のデジタル庁の発足に伴い、法人の共通認証システム等の政府共通的な機能は同庁に移管され、政府全体での利用と標準化が進められている。

- ・2019 年 2 月:法人の共通認証システム「G ビズ ID」リリース
- ・2020年1月:産業保安法令の総合申請システム「保安ネット」リリース
- ・ 同4月:補助金申請システム「Jグランツ」リリース

中小企業向け総合支援サイト「ミラサポ plus」リリース

勤怠管理システム「電子出勤簿」リリース

・2022年2月:経済産業省基盤情報システムの更改

こうした基盤的なシステムの整備は一定程度進展しているが、システムを利用した効率的な働き方の実践や蓄積データを活用した業務改革・サービス改革の取組はいまだ緒についたばかりである。今後は、各電子申請システムや業務環境を経由して、集積・整備されたデータを活用していくことが求められている。

(2) 行政手続等のオンライン化の推進

「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、国民・事業者等からの行政機関等への申請手続等のオンライン化を重点的に進めている。2021年末時点で当該申請手続等3,721手続のうち1,635手続が既にオンライン化済である。

オンライン化の取組は一定程度進んだが、令和7年までに残りの行政手続を全てオンライン化するため、引き続き行政手続等のオンライン化を進めていく必要がある。また、オンライン化されたもののオンライン利用率が低いサービスもあり、使い勝手の向上等を図る必要がある。具体的には、オンラインで申請すれば一度入力したデータは2度入力しなくて良いワンスオンリーの仕組みとすることなどにより、申請時の負担軽減や審査の迅速化等のメリットを付与し、民間事業者等にこれまでの対面や郵送等といったアナログな申請からオンライン申請への移行を促し、オンライン手続を原則とした行政サービスを一層進めていく必要がある。

(3) データの利活用

データの利活用は、行政事務の効率化や、サービスの高付加価値化を一層進める上で重要であり、データ駆動型行政の不可欠な要素である。データ利活用の定着に向けては、様々なデータセットが利用しやすい形式で蓄積され、利用可能な状態を常時維持する必要がある。データ利活用を体系的に進めるためには、蓄積するデータが他のデータとも連結しやすい状態であることが好ましいため、第一に法人番号等を活用し、他のデータセットと有機的に紐づけ可能な状態にすることが肝要である。

経済産業省では、2020 年9月にGビズインフォをリリースし、法人データを集約し、オープンデータとして一元的に提供するデータベースの整備を進めてきた(法人活動情報掲載数:約706万件(2021年7月末時点)。2021年5月には、社会基盤データベースの一つとして「ベース・レジストリ」にも指定された。

上述のとおり、経済産業省では、経済産業政策の新機軸の今後の進め方(令和4年8月4日産業構造審議会総会 資料1)において「データを活用し多様な意見を反映できる行政組織(データ駆動型行政組織)への転換」を図ることとしている。一方、経済産業省において生成又は取得されたデータを徹底活用するための取組は緒についたばかりである。今後、データ駆動型行政組織への転換を目指して、組織としてデータを利活用できる環境・文化の構築を進めていく必要がある。

データ駆動型行政への転換に向けて

1.サービス改革と業務改革の徹底(BPR)

行政手続等のデジタル化やデータ化は、それ自体が目的ではなく、あくまで手段である。より利便性が高い行政サービスの創出や行政自身の一層の業務効率化を図るためには、まずは業務改革(BPR)を徹底することが極めて重要である。

ただし、BPR は重要なプロセスではあるが、手続等の根拠法令との関係性の整理や、どうデジタル化すれば効果が最大化されるかなど、業務担当者だけでは実施が難しい場合がある。また、費用対効果の悪いシステムや利便性の低い行政サービスの改善のためには、デジタル技術の活用以外にも必要な要素があることには留意すべきである。

不確実性が高く変化の激しい時代においては、サービス改革や BPR の取組を進めていくにあたり、社会環境やユーザーニーズの変化をとらえた政策形成・評価が求められる。そのため、アジャイル型(機動的かつ柔軟)な対応を行い、トライ&ラーンを繰り返しながら、データを活用し、行政サービスレベルを継続的に向上させていくことを意識しながら取組を進めていく。省内で、デジタル技術の活用に併せて、より効果的な BPR が適切かつ容易に進めていける環境とするための取組を一緒に進めていくことが必要である。

2 . データ利活用環境整備

データ駆動型行政の実現のためには、行政が生成・取得する様々なデータ等を活用するための基盤の構築を一層進めていく必要がある。データ利活用を推進するため、データの収集、蓄積、加工、可視化、分析といった作業を行えるデータ基盤を構築し、データを効率的に利活用できる仕組みを整備していく。

行政手続等のオンライン化やバックオフィス業務の電子化への取組は、まずは行政効率化が主たる発想であったが、データ化推進の観点からも重要である。データ駆動型行政の実現に向け、法人番号や職員 ID 等を活用し、データの標準化・連携を確保したうえで、民間事業者等からのデータの入口となる行政サービスや、経済産業省内の職員共通業務(バックオフィス業務)でのデジタル化やデータ化を一層推進する。

今後はさらに、政策の質的向上を図るため、収集・蓄積したデータの加工、可視化、分析といった徹底活用を見すえて推進していくことが重要である。

(1)データ基盤の整備

体系的なデータ利活用の実現には、収集した様々なデータセットが利用しやすい形式で蓄積され、法人番号等を活用し、他のデータセットとも有機的に紐づけ可能な状態とする必要がある。一方、元来システム的に蓄積されるデータは、そのシステムに特化した形式で保存されるものであり、すべからく標準化したデータ体系に合わせてシステム開発を行うことは、システム構造の複雑化に伴う保守性の低下や性能劣化の懸念を招くことから最適解ではない。そのため、固有の形式で作成されたデータの場合には、効率的に標準データ形式に変換して蓄積することが必要である。特に、データの標準化・連携については、デジタル庁が示す「政府相互運用性フレームワーク(GIF)」も参照しつつ、将来的には官民の持つサービスをスムースかつ効率的に連携できる相互運用可能な環境の実現を目指す。これにより、標準化されたデータセットが1つに集約・蓄積されることでデータ利活用の促進につながるとともに、あらゆる角度か

らデータを可視化することで政策波及効果のモニタリングや、計画段階の政策合理性を確認するためのデータ分析を効率的に行うことが可能となる。

データ整備プロセスについては、経済産業省内のデータのみならず、外部データを効率的に 収集し、使いやすい形式で安全に保管する。また、蓄積されたデータは、省内でのデータ利活 用に限らず、個人情報や企業秘密といった秘匿性の高いデータを除き、データのオープン化と 活用しやすい形での API (アプリケーションプログラミングインタフェース)開放を行い、事 業者等による公的データを活用した新たな事業の創出を促すことも視野に入れる。

具体的な取組として、データ利活用の本格化を念頭に、経済産業省でこれまで保有しているオープンデータサイト「Gビズインフォ」や提供ツール「地域経済分析システム(RESAS)」の拡充や利便性向上を図ることをはじめとして、新たなデータ整備プロセスの確立へとつなげていく。

Gビズインフォ

データ提供について、経済産業省では、全府省庁が保有する企業の資格、調達、補助金、 特許情報等の行政が保有する法人活動情報を、法人番号に紐づけて一元的に検索できるオー プンデータサイトとして「G ビズインフォ」を公開し、法人情報の拡充や追加機能の検証を図 りながら、法人情報の利活用に対する要望の収集を行ってきた。

G ビズインフォでは、今後も引き続き「オープンデータ基本方針(平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)」等に基づき、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化、透明性・信頼の向上を図るべく、法人データの利用拡大に向けたシステムの利便性向上、データ品質向上に向けたデータの自動登録率の向上等を推進していく。

地域経済分析システム(RESAS)

経済産業省では、地方公共団体による効果的な施策の立案・実行・検証を情報面から支援することで地方創生を実現するため、地域経済に関わる様々なビッグデータを分かりやすく「見える化」するツールとして、地域経済分析システム(RESAS)を提供している。

引き続き、EBPM を踏まえた政策立案に貢献するため、ユーザーの意見や要望を踏まえた RESAS のデータ拡充やシステム改善を行い、これにより地方公共団体や民間企業等の多様なユーザーにおけるデータ利活用を推進する。具体的には、課題を抱えている描画速度の改善、 API を活用した外部データの利活用等の機能向上に取り組み、ユーザーに快適な利用環境を提供し、社会に存在する多種多様なデータを RESAS 上で分析できるようにするなど、利便性を向上させていく。

(2) データ利活用を見すえた行政サービスのデジタル化の推進

行政手続は行政サービスを受ける国民・事業者等との重要な接点であるとともに、様々なデータの入口となる。国民・事業者等からの行政機関等への申請手続等のオンライン化は、 行政内部と国民・事業者等の双方の負担軽減・効率化に資するだけでなく、データを活用 し、サービスそのものを改善していく観点でも重要なファーストステップである。 経済産業省では、これまで、オンライン化すべき 3,721 手続のうち 1,635 手続が既にオンライン化実施済である。令和 7 年までに残りの行政手続を全てオンライン化するため、計画的にシステム開発を行う必要がある。

このため、今後、経済産業省として行政ニーズに応じたシステム構築を新たに検討する際は、まずは、デジタル庁により整備されるガバメント・クラウド、ベース・レジストリ等の共通機能の活用を徹底する。その上で、年間手続件数が多くかつ業務フローが複雑な行政手続は、ユーザーや手続の特性に応じて必要な作りこみを行える専用システムの開発・運用を進めていく。一方、比較的申請件数が少ない手続については、オンライン化推進のためにローコードツールを活用したオンライン手続プラットフォーム(Gビズフォーム)により、機動的・効率的にシステムの開発・運用を進めていく。

また、事業者等の利便性向上のためには、利用者視点に立った行政サービスの BPR を実施し、サービスデザイン思考に基づいたサービス設計を行っていく必要がある。特に行政機関等が提供するサービスにおける UI・UX、アクセシビリティを確保することは喫緊の課題である。経済産業省では、G ビズフォーム等にサービスデザインプロセスの活用やデザインシステムを導入し、各システムの利便性向上によるオンライン申請率や利用率、満足度を向上させていくとともに、それにより得られる各種データを活用した新たな政策の創出に資するよう、データ駆動型行政への転換を進めていく。

以上を基本的な考え方としつつ、引き続き、主な専用のシステムを持つ個別行政分野においては、以下ア~ウの取組を進める。また、専用システムを持たない場合、比較的申請件数が少ない手続のプラットフォームとして、工の取組を進めていく。また、産業界においてデジタル技術活用を一層進めるための「アナログ規制」の見直しに向け、オの取組を進めていく。経済産業省の行政サービスのデジタル化において、各個別システムでは、別紙1の工程表に基づき、今後の取組を進めていく。

ア、特許事務システムに係るプロジェクトの推進

1)業務・システム最適化

特許庁では、産業財産権に関する大量の業務を処理するべく、1990年に稼働開始した電子出願システムをはじめとして、積極的に情報システムを導入した。

しかしながら、当該システムは、個別システムを累次に構築してきたことにより、全体として複雑な構造となっている。そのため、システム改修にかかるコストが高く、かつ改修期間も長期化しており、環境変化への対応やセキュリティ・事業継続能力の向上等の課題に対し、柔軟に対処することが難しくなっている。また、個別システム間のデータ整合性を確保するための処理に時間がかかり、出願人・代理人等の制度利用者への迅速な情報提供も困難となっている。

これらの課題を解決するため、特許庁では「特許庁業務・システム最適化計画」(平成 25 年 3 月改定。以下「最適化計画」。)に基づき、以下の 4 つの目標を掲げ、システム開発を着実に進めている。

グローバルな環境変化に柔軟かつ機動的に対応しつつ、世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤を整備

発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの促進に向け、情報発信力を

強化するとともに、制度利用者の利便性を向上

強固な情報セキュリティ及び事業継続能力を確保するため、安全性・信頼性の高 いシステム及び運用体制を構築

行政運営の簡素化・効率化・合理化及び質の向上を進めるため、業務及び制度の 見直しを図りつつ、システム構造の抜本的見直しを進め、システム経費を節減 これらの目標を実現するため、現行システムは稼働させつつ、システムを段階的に 新する方式を採用することにより、「(i)優先的に対応すべき政策事項のシステム対

刷新する方式を採用することにより、「(i)優先的に対応すべき政策事項のシステム対応の実現」及び「(ii)システム構造の見直し」を同時並行的に着実に進めていく。(具体的取組については、別紙2参照)

2)特許庁における発送手続・書面手続のオンライン化

1993年にオンライン発送システムの稼働を開始し、年間総発送件数約395万件のうち、約3割がオンラインで発送可能となっている。オンライン発送できない年間約280万件(約800種類)の手続が存在するが、これらのうち、年間の発送件数が多く、ユーザーからデジタル対応の要望が高い、特許(登録)証の交付や年金領収書等の手続を対象とし、2022年度~2023年度にシステムを整備し、これらの発送手続について2023年度中にオンラインで行えるようにする。

また、1990年に世界に先駆けて特許出願をデジタル化した結果として、申請件数ベースでは、年間総申請件数約310万件のうち、約9割がオンラインで申請可能となっている。一方で、登録名義人の表示変更登録申請書、無効審判請求書などオンライン申請できない手続が年間約20万件(約500種類)存在するが、必要な制度の見直しとともに2022~2023年度にシステムを整備し、2023年度中にこれらの書面手続についてオンライン申請が行えるようにする。

3)特許庁業務における AI 技術の活用に向けた取組

「特許庁における AI 技術の活用に向けたアクション・プラン (2017 年度策定)」に基づき、2022 年度までに、特許庁業務のうち 9 の分野について AI 技術の適用可能性に関して調査事業を実施し、具体的な検討を行ってきた。さらに、これまでの AI 技術の活用に向けた取組の総括と近年の AI 技術の進展を確認する調査事業を実施し、その結果や外部有識者からの意見を踏まえ、2022 年 5 月に新たなアクション・プランを策定・公表した。

また、2022 年度までに、AI 技術を活用した複数のツールを特許庁職員向けに試行的に提供し、実務を通じたフィードバックを踏まえて継続的な業務改善を行ってきたところである。引き続き、AI 技術の適用可能性について調査事業を実施や内製によるアジャイル型の開発推進体制を維持し、AI 技術を活用したツールのアジャイル型の開発と試行的な提供を通じて、特許庁業務への AI 技術の適用可能性を検討する。

イ 中小企業支援プラットフォームの構築

中小企業政策に関しては、周知のため様々な広報を行ってきたが、「施策情報が届いてない」などの声も聞こえており、十分に行き渡っているとは言い難い。また、施策を利

用したい場合であっても、「いかなる施策を使えば良いか分からない」という声も聞こえている。このような声に応えるため、中小企業向けの情報サイトを再編し 2020 年度に中小企業向けの情報発信から申請手続までを誘導する「ミラサポ plus」と、中小企業に関するデータを活用するための「データ分析基盤」などによる中小企業支援プラットフォームを構築した。

2022 年度以降は、行政手続オンライン化に向けた電子申請基盤の拡充を行うほか、オンライン申請によって蓄積したデータの利活用を進めていく。

具体的には、蓄積した情報を基に事業者の関心に応じてプッシュ型で多様な支援情報が提供される環境や自社の経営特性に合った支援者がオンラインで見つかる仕組みを構築し、中小企業支援の高度化を図る。

ウ 産業保安関係法令手続の電子化

経済産業省では、産業保安及び製品安全の確保のため、電気事業法、鉱山保安法、ガス事業法、高圧ガス保安法、電気用品安全法等に基づく許認可・承認・届出等の年間約28万件の手続を処理している。しかしながら、従前、こうした行政手続は書面・対面によって行われており、産業保安監督部等の審査業務の煩雑化、事業者の申請・届出手続に係るコスト増大につながっていた。近年、我が国の産業保安・製品安全を巡っては、革新的なテクノロジーの進展、風力・太陽光発電事業への新規参入の急増、災害の激甚化、インターネット取引の拡大など、内外環境が大きく変化している。こうした中で、引き続き、産業保安及び製品安全を確保するためには、手続業務を抜本的に効率化し、余剰となったリソースを立入検査等の業務に注力することなどにより、監督体制を強化する必要がある。

こうした中、官民双方における抜本的な業務効率化のため、審査・提出書類の抜本的見直し、産業保安法令等に関する行政手続の電子化のためのシステム「保安ネット」を開発し、2020年1月から段階的に運用を開始した。現在、電気事業分野を中心に年間約20万件の申請・届出を受け付けている。今後、地方自治体の自治事務になっている申請・届出手続を含めて、全ての手続が保安ネット等を通じて電子的に行えるよう検討を進める。さらに、データベースに蓄積した法令違反事例や事故等の情報を利活用することで、更なる産業保安・製品安全行政の高度化を図るための実証を進める。

エ ローコードツールを活用したオンライン手続プラットフォーム

経済産業省が所管する法令等に基づく行政手続の総申請件数は、年間約5,000万件と膨大だが、このうち、申請件数が年間1万件以上ある手続が、申請件数ベースでは全体の約99%を占めているものの、種類数ベースでは全体の約1%となっている。種類としては、年間申請件数1万件未満の中小規模の手続が大多数を占めている。

行政手続における国民・事業者等の利便性を向上させ、手続等に由来する官民のコストを削減するためには、こうした中小規模の行政手続を、ユーザーの利便性を確保しつつ、迅速・低コストにオンライン化する必要がある。引き続き、ローコードツールを活用したオンライン手続プラットフォーム(Gビズフォーム)によるオンライン化を一層推進する。

(参考)行政手続に係る G ビズフォームでの開発実績(2022 年 8 月末時点)

- ・2021 年 2 月 ~ デジタルプラットフォーム取引透明化法関連手続
- ・2021年8月~ 産業競争力強化法(事業適応計画)関連手続
- ・2022年1月~ 産業競争力強化法(事業再編計画)関連手続
- ・2022 年 3 月 ~ 経営円滑化法(遺留分に関する民法特例)関連手続 産業標準化法(JIS マーク表示制度登録認証機関)関連手続
- ・2022 年 7 月 ~ 工業用水道事業法等関連手続

オ 規制見直し一括プランによる更なる行政デジタル化の推進

産業界におけるデジタル技術の活用を推進していく中で、法令をはじめとする我が国の社会制度やルールに、アナログ的手法を前提とした「アナログ規制」が広く社会に浸透していることが、「デジタル化」を阻害し、デジタル技術の活用を阻んでいることを踏まえ、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)に基づき、アナログ的な対応を見直す(事例は、例えば以下)。

- ・例 1 . 目視規制:高圧ガスの製造等に使用する圧力容器の構造が技術基準を満たしているか、事業者が目視等で確認することを求めているため、一括見直しによって、容器の確認方法として「カメラ等の活用や AI による診断等」が可能であることを明確化する。
- ・例 2 . 省エネ法上、規制対象事業者に設置を義務付けているエネルギー管理企画推進者等の選任要件となっているエネルギー管理講習について、申込から受講、そして受講修了証等の発行までの一連のプロセスにおいて、デジタル化されていないところ、見直しによって、技術的検証等により電子文書の改ざん防止を担保した上で、一連のプロセスのデジタル完結を進める。

なお、見直しに当たっては、

BPR により、新規のシステム整備を行わずに、規制の見直しができないか。 既存のシステムを活用して、規制の見直しができないか。

一つの共通システムにより、複数の規制の見直しができないか。

といった視点を踏まえ、デジタル庁(デジタル臨時行政調査会事務局)と調整を行い、 上記の見直しの方針を「一括見直しプラン」に基づく各見直し工程表に記載し、これに 沿って見直しを実施する。

見直し方針が確定していない規制についても、見直し方針の確定に向けた検討を引き続き進めていく。例えば、販売しているガソリン等の品質が一定の基準以上である旨を掲示したい場合、給油する計量器の見やすい場所に掲示しなければならないという、ガソリン等の基準適格性の書面掲示規制について、ガソリン等が基準に適していることをオンラインで事前に確認したい、というニーズや、デジタル対応に伴う事業者負担を調査の上、見直し方針の確定に向けた検討を進めていく。

(3)内部業務におけるデータ利活用の推進

経済産業省ではこれまで、バックオフィスのデジタル化にあたり、経済産業省職員と特許庁職員が利用するパソコン・ネットワーク等の基盤情報システムの更新、職員情報 DB の構築や勤怠管理システムの導入等、職員共通業務の効率化に向けて、精力的に取組を行ってきた。

今後は更に一歩進め、以下のようにデジタル化で得たデータの利活用も視野に入れたデータ 駆動型のバックオフィス改革を目指す。こうした業務効率化そのものが、職員のデータ分析や 政策検討等に注力するエフォートを生み出し、組織全体のデジタル能力の底上げにもつながる 重要な視点である。

経済産業省 PMO は、毎年実施するシステム監査や予算要求時のレビュー等の取組を通じ、システム担当課室に当該改革方針を浸透させていく。

ア 予算・会計データの利活用による業務効率化

経済産業省では、予算・会計業務のデータを一元管理し、政府共通システムと連携する「新予算管理システム」を開発中であり、2023 年 1 月に運用を開始する予定である。新予算管理システムが官庁会計システム(ADAMS)等の政府共通システムと連携することにより、同じ情報を二度入力しなくて済む、いわゆるワンスオンリー化による事務省力化に加え、入力ミスの防止にもつなげていく。さらに、データの利活用により、予算残高のみならず、執行状況をタイムリーに把握することで適切な予算配分を行うなど予算執行プロセスの効率化を図るとともに、そうした執行実績のデータを分析し、その分析結果を行政事業レビューにおいて活用することで EBPM の強化にもつなげる。

イ コミュニケーション関連データの利活用による業務効率化及び付加価値の創造

経済産業省では、2021 年度末から、職員の業務環境について、従来のメール中心の業務スタイルから、ビジネスチャット等の統合コミュニケーションツールの活用に重心を移行し、業務の一層の効率化を図っている。今後は、研修等の実施を通じた職員による業務用アプリの内製化の支援や、業務にかかるデータを利活用・分析し、その結果を省内にフィードバックすることなどにより、バックオフィス業務の更なる改善を目指す。

さらに、政府共通の標準的な業務実施環境(PC やネットワーク環境)を提供するサービスである「GSS(ガバメントソリューションサービス)」への移行検討に加え、省内外のデータ収集・蓄積・利用が容易に行えるようにすることも見すえ、2022 年度内に次期基盤情報システムの構想を策定する。

こうした取組により、内部業務 (バックオフィス)の改善はもとより、新たな政策ニーズへの企画・対応力を高めていくことにも繋げる。

ウ 職員データの利活用による業務効率化

経済産業省では、2021 年度に、職員データと連携する形で、手当認定等のオンライン申請が可能な「給与電子申請システム」を開発したところであり、2023 年度から本格運用を開始し、業務効率化につなげていく。さらに、職員データの利活用により、職員一人ひとりの勤務状況の把握のみならず、人事評価等の他のデータとも組み合わせてデ

ータ分析を行い、分析結果を次年度の人事編成に活かすなど、組織マネジメントの高度 化を図っていく。

3. データ駆動型行政に向けたガバナンスの強化

(1)価値を生み出すガバナンス

Government as a Service を実現し、行政の DX を進め、データ駆動型行政への変革を推進するためには、省内の体制作りが重要である。

具体的には、デジタル統括責任者(大臣官房長)を長とし、経済産業省 PMO である業務改革課、情報システム室及びデジタル・トランスフォーメーション室(DX 室)の大臣官房 3 課室が各々の機能に従い企画・調整を行うよう本年 7 月に体制を強化したところである。業務改革課は業務改革の観点からの全体調整、情報システム室は基盤情報システムを中心とするバックオフィス系システムの企画・運用、DX 室が行政手続のオンライン化を中心とするフロント系システムの企画・運用をそれぞれ担うことで、組織としての業務・システム一体となった改革を推進する。またこの際、大臣官房 3 課室が推進の中心となり、組織全体の業務や体制、政策課題を勘案した DX を進めることで、システム整備にとどまらず、継続的かつ効果的なシステム運用を確保するとともに、デジタル化等を通じて手作業を極力減らし適切なデータ整理や管理を図った上で、データ利活用により、行政事務の効率化やサービスの高付加価値化を実現することを目指す。

その際、本計画の取組を確実に実施するため、各情報システムにおいてプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつ経済産業省 PMO において同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

加えて、各業務のデジタル化を推進するため、現在の紙や対面を前提とした各種省令や内部規程類については、経済産業省 PMO が中心となり、デジタル化を前提とした内容となるよう見直しを行っていく。併せて、デジタル化の実施にあたり遵守が求められる内部規程や参照すべき文書について、各規程類の関係性を整理し、解釈が曖昧になっている規定について明確な基準を定めることで内部規定の遵守を容易にするとともに、整理内容を担当職員にも広く周知していき、デジタル化を効率的に進めることのできる環境を整備する。

(2)情報セキュリティ、個人情報保護、業務継続性の確保

国民に利便性の高い行政サービスが安全・安心に活用されるとともに、新たな価値を創出するためのデータ利活用を積極的に推進するためには、信頼の礎となる情報セキュリティ対策等の着実な実施が不可欠である。

経済産業省では、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」等の関係規程を定めるとともに、本年2月の当省の基盤情報システム更改に併せ、職員の利便性を確保しつつ、最新のサイバー脅威に対し、端末ごと・利用場面ごとに多層的なセキュリティを強化したところである。個人情報保護についても、関係法令に則って個人情報保護管理規程を定め、個人情報を取り扱う職員の制限等の安全確保の措置を講じている。毎年度、全職員に対して、これらについての研修等を実施している。引き続き、利用者目線に立ち、国民が安全・安心に行政サービスを利用できるよう、情報セキュリティ対策や個人情報の適切な管理を着実に実施する。なお、その際、例

えばゼロトラストアーキテクチャの活用検討など、最新の技術動向等を踏まえた、機動的かつ不断の対応に努めるものとする。

また、災害時等における業務継続性を確保するための「運用継続計画」を策定しており、 災害時の非常用電源確保、データバックアップセンターの整備等の対応や、基盤情報システムに係る訓練等を引き続き実施する。システム開発時に利用できる「共通仕様書」の雛形で 業務継続性要件を示すなど、省内システム担当者への周知も引き続き行う。

(3)人材確保・育成

IT ベンダーとの情報の非対称性を解消し、より良いデジタルサービスを実現するためには 職員の IT リテラシー向上が不可欠である。経済産業省では、プロダクトマネージャー等とし て民間出身の IT 人材を採用し、重要な部局やプロジェクトごとに IT 人材をアサインすることで、単発かつ IT ベンダー任せのシステム整備ではなく、業務や政策課題に沿ったプロジェクト運営となるよう体制を整備してきた。DX の取組が組織全体に広がっていることも踏まえ、今後も、民間出身の IT 人材の採用を積極的に継続し、各プロジェクトの体制整備を支援する。

一方で、経済産業省がデータを活用し多様な意見を反映できる行政組織(データ駆動型行政組織)への転換を進めるためには、民間人材の採用だけでなく、職員のDXリテラシー及びデータ活用の知見を向上させ、組織全体のデジタル能力の底上げを図っていくことが不可欠である。すなわち、情報システムの企画・構築・運営や、サイバーセキュリティの確保に係る人材に止まらず、データ駆動型行政に向けたDXを推進出来る人材や、DXの考え方を理解した上で個々の経済産業政策について不断の改善を行っていけるような人材まで、視野を幅広くもって対応していくことが必要である。これまでもツール利活用のための研修やハッカソン等が企画されてきたが、更なる職員のデジタル能力の底上げのため、経済産業省の原則全職員を対象にデジタル研修を実施する。加えて、データを活用した政策の効果検証等の分析能力向上のための研修を実施し、政策立案現場におけるデータ利活用を推進するための体制を強化する。また、原則全職員を対象にしたデジタル研修の結果も踏まえながら、経済産業省が必要とする人材像等の具体化についても検討を進める。

経済産業省としては、これらの取組を別途策定している「経済産業省におけるデジタル人材確保・育成計画」とも併せて着実に進めることで、デジタル庁や内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組み、データ駆動型行政への変革に向けた推進体制の強化を図る。

加えて、行政の利便性を高めるような IT サービスを提供するベンチャー企業やシビックテック等と行政官の交流を進め、ガバメントテックのコミュニティ形成を促し、行政システム開発の在り方の多様化を目指す。

(4)デジタル庁が整備する共通機能の活用の周知・徹底、実現プロセスの整備、推進体制の強化 上記取組を実施するにあたっては、デジタル庁が整備する共通機能の活用を周知・徹底す ることが重要である。具体的には、各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼 ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備 されるガバメント・クラウド、ガバメントソリューションサービス、ベース・レジストリ等の共通機能の活用を周知・徹底する。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底した BPR を行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、運用等経費及び改修経費の3割削減によるシステム経費の最適化を図るとともに、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新する。

また、利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、ネットワーク更改等を契機に、ガバメントソリューションサービスへ移行するため、デジタル庁と連携して取組を進める。

このため、PMO に各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメント・クラウドやガバメントソリューションサービス移行に当たって、集中的に BPR・システムのモダン化等のシステム刷新を行う。これらの取組は、適時・適切にプロジェクト計画書に反映し、PMO において実施状況を監理する。

デジタル改革を進めるための個別システムに係るロードマップ

- 1. 工程表 (別紙1)
- 2.特許庁業務・システム最適化計画の具体的取組(別紙2)